

苫前町空家等対策計画【概要】

1 計画策定の趣旨と基本的な方針

国が定めた法律・指針・ガイドライン

- ① 空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」）
- ② 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（基本指針）
- ③ 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）



苫前町空家等対策計画

- 計画期間 令和3年度～令和7年度
- 計画対象 町内全域の法第2条第1項で規定する「空家等」
町が所有する空家等についても、対策上必要なため対象とする。

2 空家等の現状と課題

- 本町の人口、世帯数ともに減少傾向
今後も減少が見込まれる。
- 総務省「住宅・土地統計調査」
全国、北海道ともに空家増加
※本町は調査対象外
- H28空家等調査業務委託実施 → 再調査を実施し、特定空家を再認定する。
- 法：「適切な管理」所有者の責務
民法：他人への損害は所有者等が責任を負う
責務が果たされず放置されているものが見受けられる。
- 空家等に関する課題

【苫前町の人口・世帯数】 （国勢調査）

	H12	H17	H22	H27
人口（人）	4,645	4,202	3,656	3,265
世帯数（世帯）	1,774	1,689	1,520	1,420

近隣への悪影響	地域全体への悪影響	地域活力の低下	多様な問題の顕在化
倒壊事故や部材の飛散事故	犯罪：放火、不審者等 良好な景観を害する	コミュニティ希薄化 まちの魅力の低下	防災・防犯・環境・衛生面等の問題顕在化

3 空家等の対策

適切な管理の促進	流通・利活用の促進	特定空家等への対応
<ul style="list-style-type: none"> ■ 当事者意識の醸成 →啓発活動 ■ 相談体制 →一元化、連携 ■ 除却 →助成事業の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 空家バンク活用 →需給マッチング ■ 修繕による活用 →モデル改修・助成事業 ■ 幅広い活用 →住宅以外の用途 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認定 →国のガイドライン 道の参考基準 ■ 措置 →助言指導 勧告・命令・代執行

